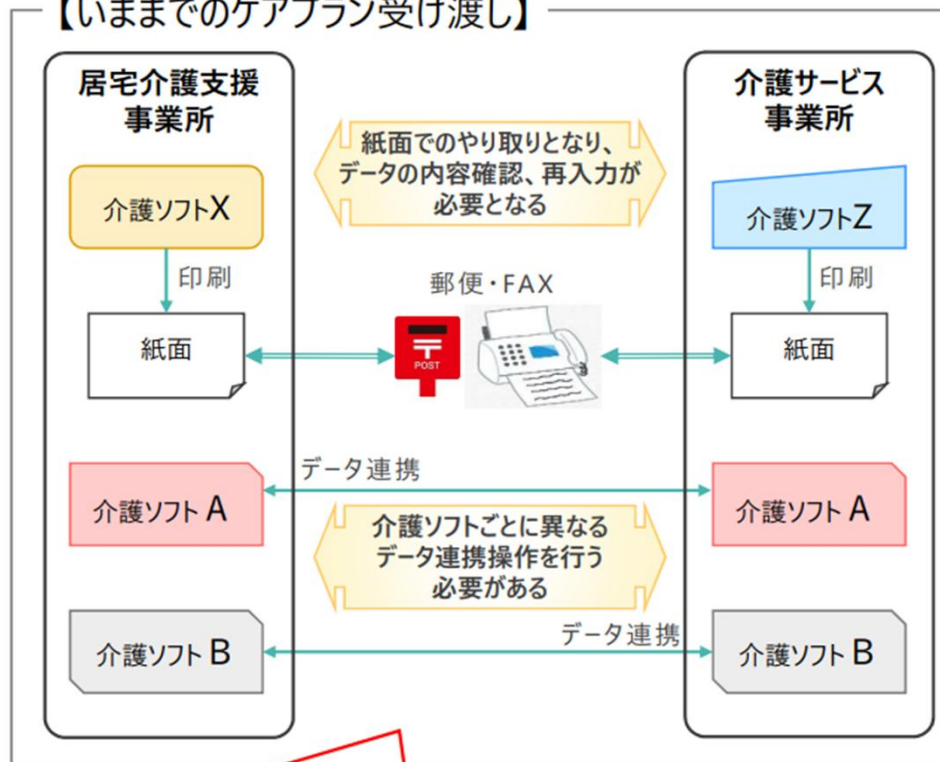


①ケアプランデータ連携システムの活用

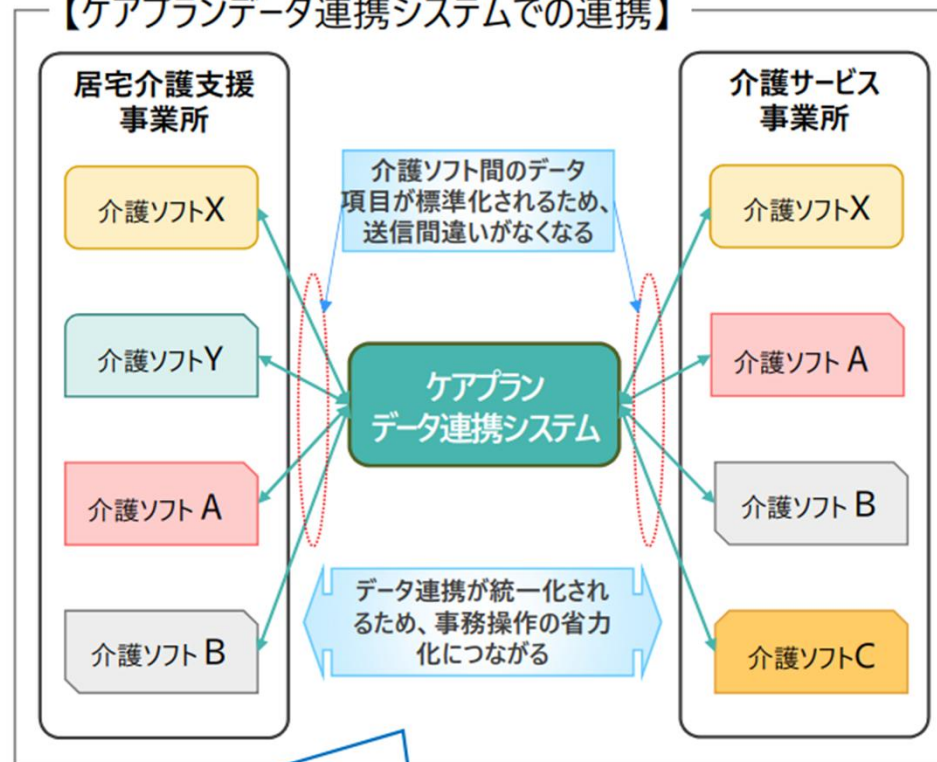
「ケアプランデータ連携システム」をご利用することで、**データ連携の標準化、統一化**が図れます。

【いままでのケアプラン受け渡し】



ケアプランデータの受け渡し方法が乱立
連携事務の負担が増えている

【ケアプランデータ連携システムでの連携】



ケアプランデータの受け渡し方法を標準化、統一化
連携事務の負担削減を図ることが可能

②ケアプランデータ連携システムの活用による効果

ケアプランデータ連携システムで期待される効果

- 手間、時間の削減による事務費等の削減
- データ自動反映による従業者の「手間」の削減・効率化
- 作業にかける「時間」の削減
- 従業者の「心理的負担軽減」の実現
- 従業者の「ライフワークバランス」の改善
- 事業所の「ガバナンス」、「マネジメント」の向上



イメージキャラクター
ケアプー



ヘルプデスクサポートサイト

③ケアプランデータ連携システム～ヘルプサポートサイト～

ケアプラン
データ連携システム
ヘルプデスクサポートサイト

お知らせ一覧

介護サービス事業所
の皆様へ

よくあるご質問

インタビュー

お問い合わせ

製品ダウンロード

検索

コンテンツ

ピクチャインピクチャ

ケアプランのやりとりを、
紙からデジタルへ。




これから導入を
検討したい方

詳しい資料はこちら >


今すぐ導入の
手続きをしたい方

製品ダウンロードはこちら >


サポートを
ご希望の方

お問い合わせはこちら >

<https://www.careplan-renkei-support.jp/>

④ケアプランデータ連携システム～フリーパスキャンペーン～



ケアプランデータ連携システム

期間限定

≧ 今なら21,000円無料 ≦

フリーパス

キャンペーン

いっしょに使おう!

試したくなる!
教えたいくなる!

FREE PASS

すべての介護事業所様が対象です

初めてご利用される方 現在ご利用中の方 一度ご利用をやめた方

通常 21,000円/年 ▶ **0円/年**

申込期間：2025年6月1日～2026年5月31日(予定)

詳しくは ケアプラン ヘルプデスク 検索

公益社団法人 国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

◆本内容に関するお問い合わせは、ヘルプデスクサポートサイトまでお願いいたします。

ケアプランデータ連携システム ヘルプデスク公式サイト：
<https://www.careplan-renkei-support.jp/index.html>

TEL：0120-584-708

受付時間 9:00～17:00（土日祝は除く）



介護サービス利用者の体調急変時における救急要請時のお願い

～人生会議（ACP）と救急搬送情報共有シートの整備について～

大阪府 健康医療部 保健医療室 保健医療企画課
大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課

予め確認しよう！いざとなった時のご本人・ご家族が望む対応を！！

配置医師・かかりつけ医等に連絡

サービス利用者の
心臓と呼吸が止まる

職員が発見



配置医師等
に連絡

配置医師等が
死亡確認

施設での
看取り



救急車を要請

救急隊到着

心肺蘇生

心肺蘇生を
継続し
医療機関へ
搬送

搬送先医療機関
での診察・治療
・死亡確認



だから今、人生会議



誰でも、いつでも、命にかかわる大きなけがや病気をする可能性があります。

自らが希望する医療やケアを受けるために大切にしていることや望んでいること、どこでどのような医療やケアを望むか自分自身で前もって考え、周囲の信頼できる人たちと話し合い、共有しておくことを人生会議（ACP：アドバンス・ケア・プランニング）といいます。

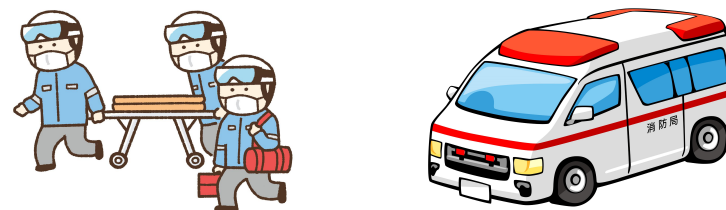
人生会議を重ねることであなただけが自分の気持ちを話せなくなった「もしものとき」に、あなたの心の声を伝えるかけがえのないものになり、あなたの大切な人の心のご負担を軽くするでしょう。

大阪府ホームページ：人生会議（ACP）啓発資材を配布しています

⇒人生会議（ACP）啓発資材を配布しています／大阪府（おおさかふ）ホームページ [Osaka Prefectural Government]
(健康医療部保健医療室保健医療企画課在宅医療推進グループ)

【人生会議アニメーション動画】人生会議—より良く生きるために—

救急車を要請した場合でも・・・



利用者の救急搬送が必要となった場合に、病院や救急隊員から職員の付き添いの要請がされます。

事業所等においては、利用者が適切に医療処置を受けることができるよう、緊急搬送時に付き添いいただいている一方で、事業所等の人員体制等によっては、必ずしも付き添いできない場合があることも想定されます。

そのため、府健康医療部から、改めて救急搬送先となる医療機関に対して、救急搬送時に付き添いを求める際には、事業所等の実情を踏まえて過度な負担を求めることがないように配慮を求めました。

しかしながら、医療機関が付き添いを求める理由には、利用者の既往歴等の情報把握があります。

緊急時に事業所等・救急隊双方が、必要な対応が取れるよう、事業所等で利用者の既往歴等をまとめておき、救急車を要請した場合でも、次ページの「別紙：情報共有シート」を救急隊員に情報提供し、スムーズな対応が可能となるようご協力をお願いします。

利用者の体調急変に備え、日頃より、利用者の既往歴等を把握し、別紙をご参考におまとめください。

※なお、誤って救急要請した場合でも、ご本人や家族の希望に基づき、かかりつけ医の判断を仰いだ上で、施設や在宅での看取りを行う取組が一部の地域では始まっています。
その場合も、施設利用者の情報の共有が重要となってきます。

別紙：情報共有シート（参考様式）

※この様式は、参考様式です。項目の追加等は自由です。

[illegible]

1. 基本情報 ^①	
①障がい高齢者の日常生活自立度 ^②	③
②認知症高齢者の日常生活自立度 ^②	③
③身体障がい者障がい程度等級 ^③	③
④介護認定 ^④	③
2. 既往歴・現病歴 ^⑤	
現状 ^⑥	留意点等（主治医等からの指示等） ^⑦
③	③
3. 病気・障がい・服薬 ^⑧	
現状 ^⑨	留意点等（主治医等からの指示等） ^⑩
①現在の病気： ^⑪	③
②内服薬等： ^⑫	
③病気の状況や障がいの状況（まひや拘縮等）： ^⑬	
④医療的処置・通院： ^⑭	
⑤感染症（□有・無□）内容： ^⑮	
⑥食物・薬物アレルギー（□有・無□）内容： ^⑯	
⑦リハビリテーション： ^⑰	

4. 終末期の希望 ^{a)}	
【本人の希望】^{b)} • できるだけ救命、延命をしてほしい^{c)} □希望する □□希望しない □□わからない^{d)} • 苦痛をやわらげる処置なら希望する^{e)} □□希望する □□希望しない □□わからない^{f)} • なるべく自然な状態で見守ってほしい^{g)} □希望する □□希望しない □□わからない^{h)} • 心肺蘇生を望むⁱ⁾ □希望する □□希望しない □□わからない^{j)} • 最期を過ごしたい場所^{k)} □□病院 □□入居施設 □□その他 (□□□□□□)^{l)} • その他の希望 (□□□□□□□□□□□□□□)^{m)}	【家族等の確認】ⁿ⁾ □有 □□無^{o)} □有 □□無^{p)} □有 □□無^{q)} □有 □□無^{r)} □有 □□無^{s)} □有 □□無^{t)}

よろしくお願いします



よろしくお願いします



よりよい介護・看護サービスの提供のために

施設・在宅ケアにおける カスタマーハラスメントの 防止について



一部の利用者やご家族等による介護職員・看護師等への身体的暴力や精神的暴力、セクシャルハラスメントが少なからず発生しています。

このような行為を防止することは、介護職員・看護師等が安心して働くことができる環境をつくるだけではなく、利用者の皆さまに、よりよいサービスを継続して利用していただけることにもつながります。

ご理解とご協力をお願いします。

STOP!カスタマーハラスメント!

介護・看護サービスの利用者やそのご家族の皆さまへのお願い

次のような行為は、介護職員・看護師等の心身に影響を及ぼすばかりでなく、離職につながることもあり、利用者ご自身のサービスの提供にも支障をきたすことになりかねません。

状況によっては、介護・看護サービスの提供が終了となる場合があります。
介護職員・看護師等が安心して働くことができる環境づくりに、ご理解とご協力をお願いします。



©2014 大阪府ちずやん

分類	例
身体的暴力	つねる、たたく、蹴る、ものを投げつける、つばを吐く、手を払いのける
精神的暴力	大声を出す、怒鳴る、威圧的な態度で文句を言う、特定の職員にいやがらせをする、無視する、「この程度で当然」と理不尽なサービスを要求する
セクシュアルハラスメント	ヌード写真を見せる、卑猥な言動を繰り返す、下半身を丸出しにする、抱きしめる、必要もなく体をさわる
その他	特定の職員につきまとう、長時間の電話、利用者や家族が事業所等に対して理不尽な苦情を申し立てる

以下の言動は、「カスタマーハラスメント」ではなく別の問題として対応が必要です。

- 認知症等の病気または障害の症状として現れた言動（BPSD※等）は、医療的なケアが必要です。
※BPSDとは、認知症の行動症状（暴力、暴言、徘徊、拒絶、不潔行為等）・心理状況（抑うつ、不安、幻覚、妄想、睡眠障害等）のこと
- ※認知症等の病気または障害の症状として現れた言動や行動（BPSD等）については、より良いケアにつながるよう、介護サービス事業所や介護施設がケアマネジャー、主治医等医療機関と相談して対応していきます。
- 利用料金の滞納は、債務不履行の問題となります。

参照：「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」令和3年度厚生労働省補助事業

○発行 大阪府 福祉部 高齢介護室 介護事業者課
健康医療部 保健医療室 保健医療企画課

○監修（50音順）
大阪府医師会 大阪介護支援専門員協会 大阪介護福祉士会 大阪介護老人保健施設協会 大阪府看護協会
大阪府社会福祉協議会老人施設部会 大阪弁護士会 大阪府訪問看護ステーション協会